

伊（農振）第186号
令和7年8月8日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

伊予市長 武智邦典

市町村名 (市町村コード)	伊予市 (38210)
地域名 (地域内農業集落名)	稲荷 (稲荷西本村、稲荷西下、稲荷東明見、稲荷東)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年7月31日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地区内で管理困難になった農地の農作業を受託する「稲荷集落営農組織」を平成28年10月14日に設立したことで、地区内の耕作放棄地対策には一定の効果が得られている。今後は、集落営農組織の法人化を目指し、定年後の就農者を後継者として確保することで持続可能な組織運営を確立する。

(2) 地域における農業の将来の在り方

鳥獣被害防止に取組みながら、平野部では米・麦・レタス・枝豆等、中山間地域では地域の特産物であるびわの生産に取り組み、農地の維持・所得向上に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	78.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	78.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

基盤整備されている農地を農業上の利用が行われる区域とし、それ以外の山間部にある農地は、鳥獣被害防止対策をしながら営農の継続を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農業委員と調整し、農地中間管理機構を通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
(3)基盤整備事業への取組方針
予定なし
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる水稻の防除作業は、ヘリやドローンによる委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣害が出ている区域については、重点的に電気柵やワイヤーメッシュの計画的な共同設置や、防鳥ネット等の設置に取り組み鳥獣害被害を軽減させる。また、猟友会と連携した頭数管理をするとともに、狩猟免許取得者の増加を目指す。
- ③ヘリ防除、ドローン施肥・防除を作業委託することで作業の効率化を図る。
- ⑤地域の特産物のびわの生産拡大により儲かる農業を推進する。
- ⑦稲荷保全協議会、稲荷中山間集落協定、稲荷集落営農組合が中心となって農地の保全・管理に努める。